



2023 年 11 月 2 日

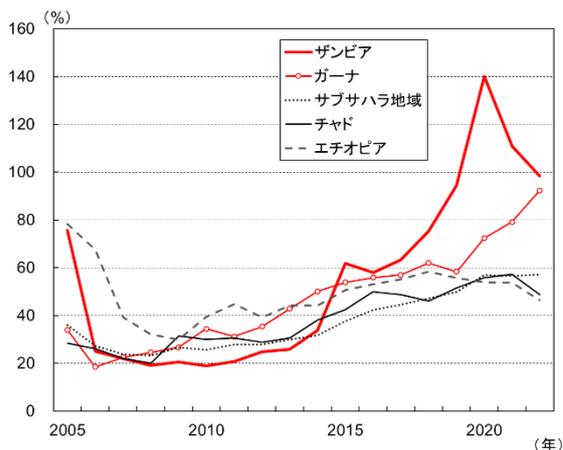
**サブサハラ・アフリカ地域における債務問題と債権国の多様化****公益財団法人 国際通貨研究所**  
**経済調査部 上席研究員 五味佑子**

IMF のデータによれば、2022 年のサブサハラ・アフリカ地域の公的債務（総政府債務残高）は対 GDP 比 57%となっている。2000 年代前半にかけて、IMF と世界銀行主導の HIPC（重債務貧困国）に対する債務救済イニシアティブ、多国間債務救済イニシアティブ（MDRI）等の国際的な債務救済措置を受けて、同地域の公的債務は 2010 年には対 GDP 比 26%まで減少したが、その後 10 年で同地域の債務問題が大きな課題となった水準（2001 年で同 60%。なお HIPC 対象国 37 か国中 31 か国がサブサハラ・アフリカ）に迫る規模となっている。

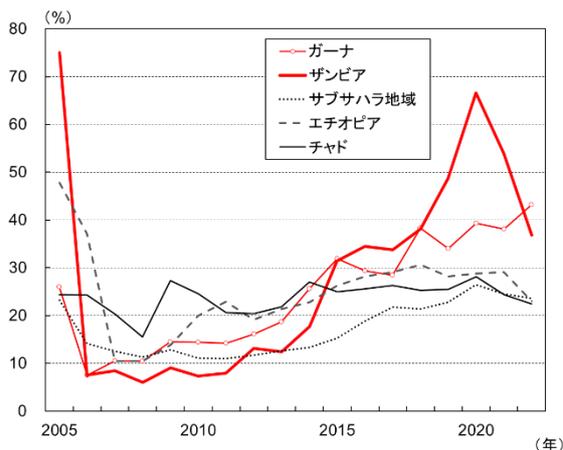
最近では、コロナ禍の影響を受け、2020 年に G20 とパリクラブ（二国間公的債務の債務救済措置を取り決める非公式な債権国会合で、主要債権国 22 カ国で構成）によって債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）、およびその後継の DSSI 後の債務措置に係るコモン・フレームワーク（Common Framework for Debt Treatments beyond the DSSI）が立ち上げられた。IMF のレポートによれば、2023 年 10 月時点で、チャド、エチオピア、ガーナ、ザンビアの 4 か国が同枠組における債務再編を申請している（チャドは 2022 年 11 月に合意済）。背景として、コロナ禍による財政拡大、コモディティ価格の変動等の影響が挙げられている。

4 か国の債務状況をみると、2020 年時点では、総政府債務残高はザンビア、ガーナはサブサハラ地域全体（57%）を上回る水準であった一方、チャド、エチオピアは地域全体よりも低い水準であったが（図表 1）、対外債務残高はチャド、エチオピア、ガーナ、ザンビアの 4 か国いずれもサブサハラ地域全体（26%）を上回り、地域の中でも対外債務比率が高い状況であった（図表 2）。なかでも、エチオピアとザンビアは、対外債務負担を示す指標の一つである、輸出に対する債務返済比率が 2019 年時点でそれぞれ 28%と 31%に達し、IMF と世界銀行の設定する債務持続フレームワークの閾値（15%から 25%）を上回る水準となっていた。

図表 1:総政府債務残高（対 GDP 比）



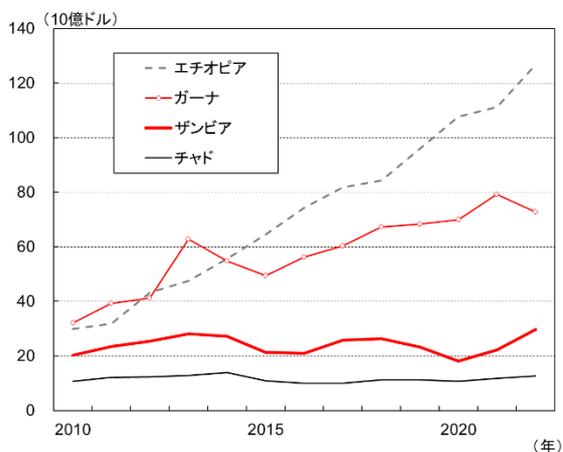
図表 2:対外債務残高（対 GDP 比）



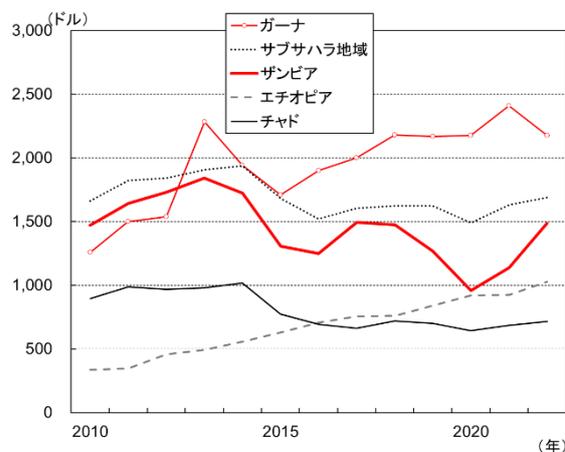
（資料） IMF WEO database より国際通貨研究所作成 （資料） IMF REO database より国際通貨研究所作成

チャド、エチオピア、ガーナ、ザンビアの各国は、コロナ禍以前にも債務問題に直面し、前述の HIPC に対する債務救済イニシアティブ、多国間債務救済イニシアティブ（MDRI）の適用を受け、2010 年時点では対外債務残高は対 GDP10%から 20%程度の水準であった。一方、この 10 年間の 4 か国の経済成長の状況を振り返ると、2010 年代前半に 10%台の成長を記録した時期もあり、特にエチオピア、ガーナは長期的な成長トレンドがみられるが（図表 3）、2020 年の一人当たりの名目 GDP ではいずれの国も 2,500 ドルを下回っている（図表 4）。世界銀行の所得分類では、2020 年時点でエチオピア及びチャドは低所得国、ガーナとザンビアは低中所得国に属するが、これは 2010 年時点と同じ分類に留まっている。

図表 3:名目 GDP の推移



図表 4:一人当たり名目 GDP の推移

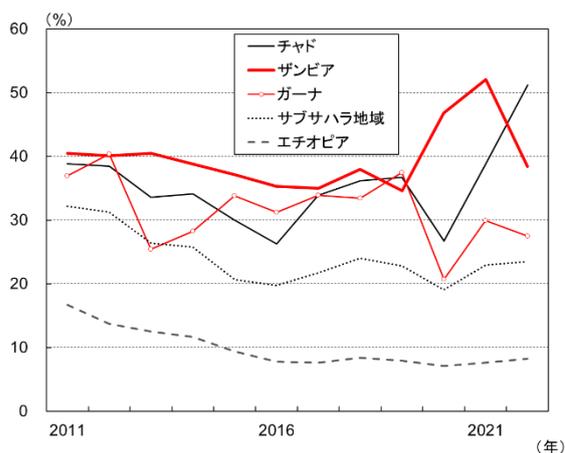


（資料） World bank, WDI より国際通貨研究所作成 （資料） World bank, WDI より国際通貨研究所作成

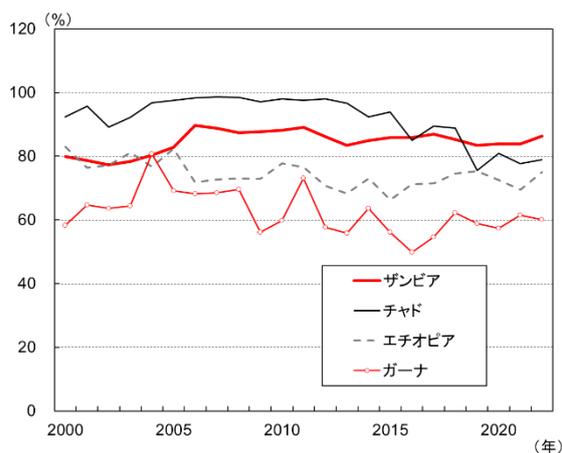
また、4 か国の GDP に占める輸出の割合をみると、エチオピアは 1 割未満であるが、

その他の3か国は3割から5割を占めている（図表5）。輸出品目をみると、4か国とも一次産品の占める割合が高く、この10年の推移でも概ね6割以上となっている（図表6）。2022年の品目でみると、チャドは鉱物性燃料が輸出全体の7割、ガーナはが鉱物性燃料が4割、真珠・貴石が3割、ザンビアは非鉄金属が7割、エチオピアは食糧が7割と国によって違いがあるが、一次産品の動向に影響を受けやすい状況であるといえる。

図表5: GDPにおける輸出の割合



図表6: 輸出に占める一次産品の割合



(資料) World bank, WDI より国際通貨研究所作成

(資料) Unctad stat より国際通貨研究所作成

今回の債務問題においてコモン・フレームワークが立ち上げられた背景の一つに、債権国の多様化がある。2021年のチャド、エチオピア、ガーナ、ザンビアの4か国の債権国の状況（国際金融機関等の多国間の貸し手、債券保有者を除く）をみると、エチオピア、ガーナ、ザンビアでは2010年と比べて個別の債権国が増えている。また、債務全体の割合でみると、中国がエチオピア、ガーナ、ザンビアでは1位、チャドで2位であるほか、インドなどパリクラブ以外の国も債権者の上位に位置している（図表7、8）。

図表7: チャド、エチオピア、ガーナ、ザンビア4か国の主要債権国（2010年）

チャド	割合 (%)	エチオピア	割合 (%)	ガーナ	割合 (%)	ザンビア	割合 (%)
1 リビア	14	1 中国	24	1 中国	7	1 中国	6
2 インド	2	2 アメリカ	6	2 フランス	5	2 クウェート	0.2
3 中国	2	3 イタリア	4	3 オランダ	4	3 ブルガリア	0.1
4 クウェート	2	4 インド	4	4 ベルギー	2	4 イギリス	0.1
5 フランス	1	5 リビア	3	5 エジプト	2	5 日本	0.0
6 サウジアラビア	1	6 ロシア	2	6 ドイツ	2	6 インド	0.0
7 イタリア	0.2	7 エジプト	2	7 アメリカ	1	7 イラク	0.0
8 ロシア	0.1	8 カナダ	2	8 韓国	1		
9 オランダ	0.0	9 セルビア	2	9 インド	1		
10 ドイツ	0.0	10 フランス	1	10 スペイン	1		
債権国11か国		債権国15か国		債権国21か国		債権国7か国	

(注) 債務には民間債権も含む。太字はパリクラブのメンバー国以外。

(資料) International Debt Statistics より国際通貨研究所作成

図表 8：チャド、エチオピア、ガーナ、ザンビア 4 か国の主要債権国（2021 年）

チャド		エチオピア		ガーナ		ザンビア		
	割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)	
1	イギリス	32	<b>1</b> 中国	<b>25</b>	<b>1</b> 中国	5	<b>1</b> 中国	16
2	中国	8	2 アメリカ	5	2 韓国	3	2 イギリス	6
3	リビア	6	3 イタリア	2	3 ドイツ	3	3 イスラエル	1
4	フランス	3	4 スイス	2	4 フランス	1	<b>4</b> 中国（香港）	1
5	アンゴラ	2	5 フランス	2	5 アメリカ	1	<b>5</b> インド	1
6	コンゴ共和国	1	6 日本	1	<b>6</b> インド	1	<b>6</b> 南アフリカ	1
7	インド	1	<b>7</b> インド	1	7 イギリス	1	7 ロシア	0.6
8	カメルーン	1	8 イギリス	1	8 ベルギー	1	8 イタリア	0.4
9	赤道ギニア	1	<b>9</b> リビア	1	9 オランダ	1	<b>9</b> サウジアラビア	0.2
10	サウジアラビア	1	10 韓国	1	10 オーストリア	1	10 フランス	0.2

債権国 11か国                      債権国24か国                      債権国25か国                      債権国16か国

(注) 債務には民間債権も含む。太字はパリクラブのメンバー国以外。

(資料) International Debt Statistics より国際通貨研究所作成

上記であげられた中国、インドと、チャド、エチオピア、ガーナ、ザンビア 4 か国の関係に着目すると、経済的な結びつきも高いことがわかる。4 か国の主要貿易相手国をみると、中国については、4 か国とも輸出入とも上位 5 か国にある他、インドも 4 か国とも輸入の上位 5 か国に入っている（図表 9）。

図表 9：チャド、エチオピア、ガーナ、ザンビア 4 か国の主要貿易相手国（2021 年）

輸出		チャド		エチオピア		ガーナ		ザンビア	
	割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
1	ドイツ	41	1 アラブ首長国連邦	22	<b>1</b> 中国	<b>22</b>	1 スイス	42	
2	アラブ首長国連邦	29	2 ソマリア	10	2 スイス	18	<b>2</b> 中国	<b>18</b>	
3	フランス	8	3 アメリカ	9	3 南アフリカ	15	3 シンガポール	13	
<b>4</b>	<b>中国</b>	<b>8</b>	<b>4</b> 中国	<b>7</b>	4 オランダ	6	4 コンゴ民主共和国	10	
5	オランダ	6	5 サウジアラビア	6	5 アラブ首長国連邦	5	5 南アフリカ	3	
6	トルコ	4	6 イギリス	5	<b>6</b> インド	<b>5</b>	6 ルクセンブルク	2	
7	バングラデシュ	2	7 ドイツ	5	7 アメリカ	4	7 ジンバブエ	2	
8	中央アフリカ	1	8 ジブチ	4	8 ナイジェリア	3	8 マラウイ	1	
9	サウジアラビア	1	9 ベルギー	4	9 イギリス	3	<b>9</b> 中国（香港）	<b>1</b>	
10	カメルーン	0	10 オランダ	3	10 日本	3	<b>10</b> インド	<b>1</b>	

輸入		チャド		エチオピア		ガーナ		ザンビア	
	割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
<b>1</b>	<b>中国</b>	<b>36</b>	<b>1</b> 中国	<b>28</b>	<b>1</b> 中国	<b>16</b>	1 南アフリカ	32	
2	カメルーン	10	<b>2</b> インド	<b>8</b>	2 アメリカ	10	<b>2</b> 中国	<b>13</b>	
3	フランス	8	3 アメリカ	6	3 イギリス	9	3 アラブ首長国連邦	11	
<b>4</b>	<b>インド</b>	<b>6</b>	4 クウェート	5	<b>4</b> インド	<b>4</b>	<b>4</b> インド	<b>6</b>	
5	トルコ	5	5 アラブ首長国連邦	5	5 ベトナム	4	5 コンゴ民主共和国	5	
6	アメリカ	4	6 イギリス	4	6 トルコ	4	6 日本	3	
7	ベナン	4	7 トルコ	4	7 ベルギー	4	7 アメリカ	3	
8	ニジェール	3	8 日本	3	8 南アフリカ	4	8 ナミビア	2	
9	オランダ	3	9 ウクライナ	3	9 カナダ	3	9 モーリシャス	2	
10	ベルギー	3	10 イタリア	3	10 オランダ	3	10 イギリス	2	

(資料) IMF Direction of Trade Statistics より国際通貨研究所作成

2023 年 10 月時点で G20 の共通枠組で債務再編を申請しているのはチャド、エチオピア、ガーナ、ザンビアの 4 か国であるが、2021 年末までに債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）に申請した 48 か国のうち、32 か国はサブサハラ・アフリカの国であり、今後も低所得国で対外債務比率が高い国を中心に、同地域において同様の債務再編の問題が

出てくることが考えられる。債権国が多様化し、中国やインドなど従来のパリクラブのメンバー国以外のプレゼンスが高まる中においては、債務措置に向けての合意形成が複雑化し、以前よりも時間を要するようになってきている。IMF、世界銀行、G20 議長国のインドが共同議長を務めるグローバル債務ラウンドテーブルのレポートによれば、対外債務の透明性の問題が指摘されているほか、コンパラビリティ・トリートメント（債権者間で同等の条件で債務再編を求めるもの）における意見の隔たりがあるなど、すべてのステークホルダーのコンセンサス形成には時間がかかる。2023 年 10 月の世界銀行の **Commodity Market Outlook** によれば、ウクライナ情勢に加え、現下の中東情勢の行方によっては、原油価格や食料価格の高騰がもたらされる恐れがあるとされ、サブサハラ・アフリカ地域を取り巻く環境は厳しい。今後の動向が注目される。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2023 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話：03-3510-0882 (代)

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>